

青森県農地中間管理機構農地中間管理事業規程

制 定	平成 26 年	3 月 20 日
認可・施行	平成 26 年	3 月 27 日
変 更 認 可	平成 27 年	3 月 5 日
施 行	平成 27 年	4 月 1 日
変 更 認 可	平成 28 年	3 月 15 日
施 行	平成 28 年	4 月 1 日
変 更 認 可・施行	平成 28 年	7 月 8 日
変 更 認 可・施行	平成 29 年	9 月 25 日
変 更 認 可	令和 元年	10 月 31 日
施 行	令和 元年	11 月 1 日
変 更 認 可	令和 3 年	3 月 25 日
施 行	令和 3 年	4 月 1 日
変 更 認 可・施行	令和 3 年	5 月 11 日
変 更 認 可・施行	令和 5 年	4 月 6 日
変 更 認 可	令和 7 年	6 月 25 日
施 行	令和 7 年	6 月 26 日

1 事業実施の基本方針

公益社団法人あおもり農業支援センターは、農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年度法律第 101 号。以下「法」という。）に基づき青森県農地中間管理機構（以下「機構」という。）の指定を受け、本県において作成される農地中間管理事業の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）に即して、農業経営の規模の拡大、耕作の事業に供される農用地の集団化、農業への新たに農業経営を営もうとする者の参入の促進等による農用地の利用の効率化及び高度化の促進を図り、もって農業の生産性の向上に資するため、法に規定する農地中間管理事業を行うものとする。

2 農地中間管理事業の推進体制

- （１）機構は、地域計画（農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号。以下「基盤法」という。）第 19 条第 1 項に規定する地域計画をいう。以下同じ。）の策定主体であり農地行政の基本単位である市町村、目標地図（基盤法第 19 条第 3 項に規定する地図をいう。以下同じ）の素案の作成を行う農業委員会、加えて、農業協同組合、土地改良区等との連携を密にして、地域計画の達成に向けて、一体的に業務を推進するものとする。

- (2) 機構は、機構事業推進員（農地の所有者等への働きかけ、貸付先の掘り起こし等、現場活動を行う機構の職員をいう。）を地域別に配置し、市町村が地域計画を策定又は変更する際には、農業者等の協議の場（基盤法第18条第1項に規定する協議の場をいう。）に積極的に参加するとともに、地域計画の策定又は変更に向けて、市町村及び農業委員会への積極的な協力を行う。
- (3) 機構は、法第19条の規定による市町村等の協力及び法第18条第11項の規定による農業委員会からの要請（以下「農業委員会の要請」という。）を活用しつつ、機構事業推進員による現場での調整活動を積極的に行い、農用地利用集積等促進計画（以下「促進計画」という。）を作成するものとする。

3 農地中間管理事業を重点的に実施する区域

- (1) 機構は、地域計画の区域内において、農地中間管理事業を重点的に実施するものとする。
- (2) ただし、(1)の区域以外の区域（都市計画法（昭和43年法律第100号）第7条第1項の市街化区域と定められた区域（当該区域外の区域に存する農用地と一体として農業上の利用が行われている農用地の存するものを除き、同法第23条第1項の規定による協議を要する場合にあっては当該協議が調ったものに限る。）を除く。）でも農地中間管理事業を実施することができる。

4-1 農地中間管理権を取得する農用地等の基準

- (1) 機構は、次に掲げる区分に応じて、それぞれに定める基準により農地中間管理権を取得するものとする。

① 地域計画の区域内の農用地等

地域計画の区域内の農用地等については、地域計画の達成に向けて、遊休農地（農地法（昭和27年法律第229号）第32条第1項各号のいずれかに該当する農地をいう。以下同じ。）を含め、積極的に農地中間管理権を取得するものとする。ただし、当該農用地等が、目標地図において「今後検討等」とされているなど、借受希望者が明確でない場合（当該遊休農地等の解消後に受け手の確保が見込まれる場合は除く。）又は1号遊休農地の黄色区分（注）であって、基盤整備事業による利用条件の改善が予定されていない場合はこの限りではない。

（注）現に耕作の目的に供されておらず、かつ、引き続き耕作の目的に供されないと見込まれる農地（農地法第32条第1項第1号の遊休農地）のうち、草刈り等では直ちに耕作することはできず、基盤整備事業の実施など農業的利用を図るための条件整備が必要となる農地をいう。

② 地域計画の区域外の農用地等

地域計画の区域外の農用地等については、農地中間管理事業を活用して農地の集

積・集約化を実現する必要があると認められる場合には、借受けを希望する者が見込まれない時を除き、農地中間管理権を取得することを検討するものとする。

(2) 機構は、(1)にかかわらず、農用地等として利用することが著しく困難なものとして次に掲げるものについては、農地中間管理権を取得しないものとする。

- ① 農業委員会による利用状況調査（農地法第30条）において再生利用が困難と判定されている農地
- ② 用排水や接道がない狭小地や傾斜地であるなど、農用地等として利用することが著しく困難であることが形状又は性質から明らかであり、かつ、土地改良事業等による利用条件の改善が予定されていないもの

4-2 農地中間管理権の取得の方法

(1) 機構は、地域計画の区域内の農用地等においては、地域計画の達成に資するよう、農業委員会等の関係機関と連携して、地域計画の区域内の農用地等の所有者等に対し、農地中間管理権の取得に向けた協議の申し入れを積極的に行うほか、農用地等の所有者等からの申出に応じて協議を行う。この場合、農用地等の所有者等の意向を踏まえた上で、権利設定に当たっての具体的な内容（促進計画の記載事項である権利設定の始期・終期・存続期間、借賃、借賃の支払方法等）の協議を計画的に行う。

(2) 機構は、地域計画の区域外の農用地等において、農地中間管理権を取得する際には、農業委員会の要請又は法第19条第2項の規定による市町村等からの促進計画の案の提出があった場合を基本として、農用地等の所有者等との協議を行う。

(3) 機構は、一括方式（農地中間管理権の設定等及び賃借権の設定等を同一の促進計画で行うことをいう。）によるほか、一括方式によらない場合であっても、機構が借受希望者に可能な限り短期間で貸し付けることができる適切なタイミングで借り受けることにより、滞留期間を極力短くするものとする。

(4) 農地中間管理権の存続期間又は残存期間については、地域計画の達成及び貸付先の経営の安定・発展に資するよう、原則として10年以上となるようにするものとする。

ただし、所有者がこれよりも短い期間を希望する場合等には、協議により短期の借受けを行うことができる。

(5) 機構は、農地中間管理権の取得に当たって遊休農地の解消に向けた措置が講じられれば貸付けが行われると見込まれる場合には、当該遊休農地の所有者等に対して必要な措置を講ずることを促すとともに、遊休農地の解消に向けた国等の予算事業を活用し、農地の有効利用に努めるものとする。

(6) 機構は、利用意向調査（農地法第32条及び第33条）の後、農業委員会から、機構と協議すべきことを勧告した旨の通知（同法第36条）、又は所有者等を確知することができない旨の通知（同法第41条）を受けた地域計画の区域内の農地については、「4-1 農地中間管理権を取得する農用地等の基準」に適合すると認められる農地から、

速やかに申請書類を整え、整ったものから順次、農地中間管理権の裁定に係る申請（基盤法第22条の7の規定により読み替えて適用する農地法第37条又は第41条）を行うものとする。

- （7）農地中間管理権の取得に当たっては、土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定による土地改良事業（同法第96条の4第1項において準用する場合を含む。以下「機構関連事業」という。）が行われることがあることについて、所有者に対し書面（電磁的記録を含む。）の交付により説明を行うものとする。

4-3 農用地等の貸付けを行う方法（貸付先の決定ルール）

（1）地域計画の区域内の農用地等

機構は、地域計画の区域内の農用地等において、促進計画の策定によって農用地等の貸付先を決定するに当たっては、地域計画の達成に資するよう、基盤法第19条第3項に規定するの農業を担う者として目標地図に位置付けられた者（以下「農業を担う者」という。）に当該農用地等を貸し付けるものとする。また、農業を担う者以外の者に農用地等を貸し付ける必要が生じた場合、市町村が、地域計画の変更を行った上で、当該変更後の地域計画に即して促進計画を定めることが原則となるが、次の①から③までのいずれかを満たす場合であって、当該農業を担う者以外の者への権利の設定が「地域計画の達成に資する」ことを市町村が認めた場合においては、当該農業を担う者以外の者に農用地等を貸し付けることができるものとする。

- ① 農業を担う者が不測の事態により営農を継続することが困難となる場合や、農業を担う者がいない農用地等において農業を担う者として適当な者が見つかった場合等であって、農作物の作付時期等の都合で迅速に貸付けを行う必要があり、かつ、事後的に実情に即して地域計画の変更が行われると見込まれるとき
- ② 不測の事態により農業を担う者に農用地等を貸し付けることが困難となったときに備えて、あらかじめ地域計画に代替者を定めている場合であって、当該代替者に農用地等を貸し付けるとき
- ③ 農業を担う者に貸し付けるまでの間に、農業委員会その他の関係機関が認めた者に一時的に貸し付ける場合（地域計画の達成に支障を生じない場合に限る。）

（2）地域計画の区域外の農用地等

① 機構は、地域計画の区域外の農用地等では、農業委員会の要請又は法第19条第2項の規定による市町村等からの促進計画の案の提出があった場合に、貸付けを行うことを基本とする。

② 機構は、農業委員会又は市町村等からの提出のあった促進計画の案について、次のア～エの観点について十分に確認した上で、貸付先の決定を行う。

ア 農業経営の規模拡大又は経営耕地の分散錯圃の解消に資するものであること。

イ 既に効率的かつ安定的な農業経営を行っている者の農業経営に支障を及ぼさない

ものであること。

ウ 新規参入をした者が効率的かつ安定的な農業経営を目指していけるものであること。

エ 地域農業の健全な発展を旨としつつ、公平・適正に調整されたものであること。

- ③ 機構は、機構のホームページに、当該計画について利害関係人が意見を提出することができる期間及び意見提出の方法（電子メール、郵送等）を明示した上で、意見聴取を行うものとする。

（３）貸付期間

機構の貸付期間については、地域計画の達成及び貸付先の経営の安定・発展に資するよう長期とすることを基本とするが、地域の農地利用の効率化・高度化を進める上で必要な場合には、一定期間後に農用地等の再配分ができるよう措置するものとする。

- （４）農用地等の貸付けに当たっては、機構関連事業が行われることがあることについて、貸付先に対し書面（電磁的記録を含む。）の交付により説明を行うものとする。

- （５）機構は、賃料を滞納している者（機構が事情やむを得ないと認める理由がある場合を除く。）に対しては、新たな貸付けを行わないものとする。

５－１ 農業経営の委託を受ける農用地等の基準

機構は、農業経営の委託が、必ずしも一般的に行われているものではないことを踏まえ、貸借を基本とした上で、やむを得ない事情により、貸借が困難であると認められる場合に農業経営の委託の協議を行うものとする。

- （１）機構は、農業経営の受託者（機構から農業経営等の委託を受ける者をいう。以下同じ。）が特定されている場合に限り、委託者（機構に農業経営等の委託を行うものをいう。以下同じ。）と農業経営の委託の協議を行うものとする。
- （２）その他の基準については、「４－１ 農地中間管理権を取得する農用地等の基準」に準じるものとする。

５－２ 農業経営の受託の方法

- （１）農業経営の受託に当たっては、あらかじめ、受託者の選定及び条件調整（促進計画の記載事項である権利設定の始期・終期・存続期間、損益の算定基準、決済の相手方、決済の方法等）を行い、調整が調ったものを取り扱うこととし、委託の一括方式（委託者から機構への委託及び機構から受託者への委託を同一の促進計画で行うことをいう。以下同じ。）により取り扱うことを原則とする。
- （２）農業経営の受託に係る権利の存続期間又は残存期間については、機構が委託者及び受託者との協議の上、決定することを原則とする。
- （３）その他の方法については、「４－２ 農地中間管理権の取得の方法（貸付先の決定ルール）」に準じるものとする（４－２の（７）を除く。）。

5－3 農業経営の委託を行う方法（受託者の決定ルール）

農業経営の委託については、「4－3 農用地等の貸付けを行う方法（貸付先の決定ルール）」及び「5－2 農業経営の受託の方法」に準じるものとする。

6－1 農作業の委託を受ける農用地等の基準

- （1）機構は、地域計画の区域内の農用地等については、地域計画の達成に資する場合には、農作業を受託することができるものとする。
- （2）事業の効率的かつ効果的な実施の観点から、農作業の受託については将来的に農地中間管理権の設定に移行することが見込まれるものを対象とすることが適当であることから、機構が受託する農作業の種類については、「特定農作業受託（注）」又は「基幹三作業以上の受託」を原則とする。

（注）「特定農作業受託」とは、受託者が、基幹三作業（水稻にあつては耕起・代かき、田植え及び収穫・脱穀、麦及び大豆にあつては、耕起・整地、播種及び収穫、その他の農産物にあつてはこれらに準ずる農作業をいう。）の全てを受託して自ら農作業を行うこと、その生産した農作物を当該受託者の名義をもって販売すること並びにその販売の収入の程度に応じ当該収入を農作業及び販売の受託の対価として充当する場合の作業受託のこと。

6－2 農作業の受託の方法

- （1）農作業の受託に当たっては、あらかじめ、受託者の選定及び条件調整（促進計画の記載事項である農作業の内容、農作業の委託に係る始期・終期・契約期間、対価、支払方法等）を行い、調整が調ったものを取り扱うこととし、委託の一括方式により取り扱うことを原則とする。
- （2）対価の支払方法については、委託者及び受託者と協議の上、機構を経由しないで行うことを原則とする。
- （3）促進計画に定められた農作業の経過及び結果については、受託者が書面等により作業内容ごとに記録し、受託した農作業の一切が完了した場合には、その経過及び結果を書面等により機構に直接報告するとともに、委託者に対してもその写しを提供する。
- （4）促進計画の定めでない事項（例：品種、使用する農業用資材、除草・防除の実施時期・回数などに関する事項等）は、委託者と受託者との間で適宜取り決めることとし、機構に対してもその内容を書面等により提供する。
- （5）農作業の受託に係る契約期間については、機構が委託者及び受託者と協議の上、決定することを原則とする。

6－3 農作業の委託を行う方法（受託者の決定ルール）

農作業の委託については、「4－3 農用地等の貸付けを行う方法（貸付先の決定ルール）」

ル)」及び「6－2 農作業の受託の方法」に準ずるものとする。

7－1 賃料の水準及び支払の方法

- (1) 機構が借り受けるときの賃料及び機構が貸し付けるときの賃料については、農地法第52条の規定により農業委員会が提供する借賃の動向等を勘案しつつ、当該地域における基盤整備の状況等が同程度の農用地等の賃料水準を基本とし、機構が、所有者及び貸付先と協議の上、決定することを原則とする。
- (2) 機構が借り受けるとき及び機構が貸し付けるときの賃料の支払の方法については、機構が所有者及び貸付先と協議の上、決定することを原則とする。

7－2 委託料の水準及び決済等の方法

- (1) 機構が農業経営を受託するとき及び機構が農業経営の委託をするときの農業経営に係る損益については、委託者に帰属する。

基本的な農業経営に係る損益の計算式及び決済の方法については、「農業経営に係る販売金額（共済金等を含む。）」から「農業経営に係る受託経費（受託報酬を含む。）」を差引き、販売金額が受託経費を上回った場合は受託者から委託者へ、販売金額が受託経費を下回った場合は委託者から受託者へ差額を支払うことを原則とする。

具体的な損益の算定については、機構が委託者及び受託者と協議の上、決定することを原則とする。

- (2) 機構が農作業を受託するとき及び機構が農作業を委託するときの委託料及び支払の方法については、機構が委託者及び受託者と協議の上、決定することを原則とする。

8 農地中間管理権等の解除

- (1) 機構の有する農地中間管理権又は農業経営等の受託に係る農用地等が次のいずれかに該当するときは、県知事の承認を受けて、農地中間管理権に係る賃貸借若しくは使用貸借、農業経営等の受託又は農作業の委託に係る契約の解除をするものとする。ただし、地域計画の区域内においては、当該区域内の農用地等の効率的かつ総合的な利用に向けて、関係機関が連携して新たな受け手の掘り起こしを行い、受け手の確保に努めるものとする。

- ① 農地中間管理権の取得後1年間を経過してもなお当該農用地等の貸付けを行うことができる見込みがないと認められるとき。
- ② 農用地等の貸付けの終了後1年間を経過してもなお当該農用地等の貸付けを行うことができる見込みがないと認められるとき
- ③ 農業経営等の委託を受けてから2か月を経過してもなお当該農用地の農業経営等の受託を行うことができる見込みがないと認められるとき。
- ④ 農業経営等の委託が終了してから2か月を経過してもなお当該農用地の農業経営等

の委託を行うことができる見込みがないと認められるとき。

- ⑤ 災害その他の事由により農用地等としての利用を継続することが著しく困難となったとき。

- (2) なお、解除に当たっては、当該農用地等の所有者とよく協議し、所有者が管理経費を負担するなど、所有者が解除を希望せず、機構にとっても財政的な負担がない場合には、解除しないことも含めて検討するものとする。

9 農用地等の利用状況の報告等

機構は、農業委員会の利用状況調査や農地パトロール、近隣住民からの通報等により、機構から賃借権の設定等又は農作業の委託を受けた者が、当該農用地等を適正に利用していないおそれがある場合には、当該農用地等を現地確認した上で、法第21条第2項の規定により賃借権の設定等又は農作業の委託を解除する必要があるか否かの判断を行う上で必要な限度において、報告書の様式や提出期限等を明示した上で、書面（電磁的記録を含む。）により農用地等の利用状況又は農用地等に係る農業経営等の状況についての報告を求めるものとする。

10 農地中間管理事業に係る手数料の徴収

機構は、農地中間管理事業の実施に当たって、手数料を徴収すると判断する場合には、①手数料の基本的な考え方、②手数料収入の使途の詳細、③金額についての算定根拠等を含む、手数料徴収の方針を県と協議の上で定め、これを公表するものとする。

11 農地中間管理権を有する農用地等の利用条件の改善を図る業務の実施基準

機構は、農用地等が所有者から機構に10年以上の期間で貸し付けられており、かつ、次のいずれかに該当するときに、利用条件の改善を図る業務（法第2条第3項第5号に掲げる業務をいう。）を行うことができるものとする。

- (1) 当該農用地等の具体的な貸付先が決まっており、その貸付先が利用条件の改善を希望しているとき。
- (2) 利用条件の改善を行えば、当該農用地等の貸付けが確実に行われると見込まれるとき。
- (3) 14に定める研修事業の実施のために利用条件の改善が必要となったとき。

12 農地中間管理事業に関する相談又は苦情に応ずるための体制

機構の主たる事務所に、相談又は苦情に応ずる窓口を設置し、インターネット等を通じて周知徹底を図るものとする。

13 農地中間管理事業に係る業務委託の基準

- (1) 機構は、農地中間管理権の取得の決定等を除き、賃料の収受・支払、未収賃料の回収、畦畔・法面の修繕、管理耕作、利用条件改善の業務、データ管理等の業務について、必要に応じて市町村、市町村公社、農業協同組合、土地改良区等の同意を得た上で業務委託を行うことができる。
- (2) 機構は、農地中間管理事業に係る業務のうち委託しようとする業務を適切かつ確実に実施することができる者であるかどうか、相手方の能力・実績等を確認した上で、判断するものとする。
- (3) 機構は、市町村以外に業務委託を行った場合には、当該委託先の名称及び住所を市町村に通知し、市町村と当該委託先との連携が図られるよう配慮するものとする。
- (4) 機構は、業務委託に当たっては、各経費の内訳ごとの単価の考え方を明確にすることとする。なお、単価の考え方については、「農地中間管理事業の業務委託に係る補助事業の適正執行について（令和5年3月28日付け4経営第3152号農林水産省経営局農地政策課農地集積・集約化促進室長通知。以下「補助事業の適正執行に係る通知」という。）」を基本とし、これにより難しい場合には考え方を明確にした上で機構において適正な単価を算定することもできる。
- (5) 機構は、委託コストの削減に努めるとともに、透明性を担保する観点から、毎年度の事業計画等において委託する業務内容を明確にし、委託費用の支出に当たっては、補助事業の適正執行に係る通知に基づき、委託した業務が適正に実施されているか、業務の実施のための経費が適切に支出されているかを確認するため、実績の報告を求める際には、実績報告書の他に関係資料の提出を求めるものとする。確認の結果、内容に疑義がある場合にも同通知に基づき適正に対応するものとする。

14 農地中間管理権を有する農用地等を利用して行う研修事業の実施基準

- (1) 機構は、農地中間管理権を取得した農用地等において、新規就農希望者（農業後継者を含む。）及び新たな分野の農業を始めようとする農業者（以下「新規就農希望者等」という。）に対する農業の技術又は経営方法を実地に習得させるための研修の事業を行うものとする。
- (2) 機構は、研修事業を円滑に行うため必要があると認めるときは、当該研修の用に供する農用地等について、新たに農地中間管理権を取得するものとする。
- (3) 研修の実施期間は、新規就農希望者等の年齢、農業の技術等の習得状況に応じ、研修生1名あたりおおむね2年以内とする。
- (4) 本事業は、県農業経営・就農サポートセンター、県農林水産事務所、県農業会議、県農業協同組合中央会等の関係機関・団体及び地域の農業事情等に精通した農業者等と連携して行い、新規就農希望者等が農業の技術等を効率的に習得することができるよう努めるものとする。
- (5) 研修の実施に当たっては、新規就農希望者等が効率的かつ安定的な農業経営を目指し、

青年等就農計画の認定を受けるよう促すものとする。

- (6) 機構は、新規就農希望者等の農業の技術又は経営方法の習得状況を見極めたうえ、当該新規就農希望者等が希望する場合は、当該研修に係る農用地等に係る貸付けに配慮するものとする。

15 共有者不明農用地等の対応

- (1) 機構は、共有持分を有する者の一人が判明しており、かつ、2分の1以上の共有持分を有する者を確知することができない農用地等について促進計画を定めようとするときは、農業委員会に対し、不確知共有者に関する情報の探索を要請するものとする。
- (2) 機構は、農業委員会に対し、(1)の要請をするときは、定めようとする促進計画を併せて提出するものとする。
- (3) 機構は、農業委員会から、不確知共有者のみなし同意（法第22条の4に規定する同意をいう。）の通知があったときは、当該農用地等に係る促進計画について県知事に認可申請を行うものとする。

16 遊休農地への対応

- (1) 機構は、農地法第32条又は第33条に規定する利用意向調査において、所有者等が農地中間管理事業を利用する意思を表明した農地について、農業委員会から同法第35条に基づく通知があった場合、「4-1 農地中間管理権を取得する農用地等の基準」を踏まえ、当該農地を借り受けることが必要であると判断した場合には、当該農地の所有者等に対し、当該農地に係る農地中間管理権の取得に関する協議を申し入れるものとする。
- (2) 地域計画の区域内で農地法第36条に基づき、農業委員会が機構による農地中間管理権の取得について当該機構と協議すべきことを農地の所有者等に勧告した場合において、当該勧告を受けた者との協議が調わず、又は協議を行うことができないときは、機構は、「4-1 農地中間管理権を取得する農用地等の基準」に適合すると認められる農地から、速やかに申請書類を整え、整ったものから順次、基盤法第22条の7の規定により読み替えて適用する農地法第37条の規定に基づき、県知事に対し、当該農地の農地中間管理権の設定に関し裁定を申請するものとする。なお、当該勧告に係る農地が地域計画の区域外の場合においても、「4-1 農地中間管理権を取得する農用地等の基準」に適合すると認められる農地から、申請書類を整え、整ったものから順次、同条の規定に基づき、裁定を申請することができる。
- (3) 機構は、地域計画の区域内で所有者等を確知することができない農地について、農業委員会から農地法第41条に基づく通知があった場合、「4-1 農地中間管理権を取得する農用地等の基準」に適合すると認められる農地から、順次基盤法第22条の7の規定により読み替えて適用する農地法第41条の規定に基づき、県知事に対し、当該農

地の利用権の設定に関し裁定を申請するものとする。なお、当該農地が地域計画の区域外の場合においても、「４－１ 農地中間管理権を取得する農用地等の基準」に適合すると認められる農地から、申請書類を整え、整ったものから順次、同条の規定に基づき、裁定を申請することができる。

17 不適正な事案が生じた場合の対応

- (1) 機構は、農地中間管理事業の実施に当たって、個人情報の漏えいや賃料の誤収受等の不適切な事案が生じた場合には、事実関係の調査や原因究明、影響範囲の特定、影響を受ける可能性のある者への連絡、再発防止策の検討・実施・公表等を適切に行うとともに、速やかに県に報告し、必要に応じて指導を仰ぐこととする。
- (2) 機構は、(1) の発生事案に係る対応状況や再発防止策等について、農地中間管理事業評価委員会に報告し、評価を受けるものとする。